

コアドライマーク使用規定

1. 目的

本使用規定は、北海道木材産業協同組合連合会が平成26年9月12日に取得した商標登録「コアドライ」の適切な使用と消費者への製品選択等に資することを目的として『コアドライマーク』の使用規定を定めるものです。

2. 図柄

- ①マークのデザイン等は別紙「コアドライマーク表示規定」に定めるとおりとします。
- ②マークと誤認され、又は誤認されるおそれのある類似のマーク等を使用することはできません。

3. 所有権

- ①マークに関する一切の権限は北海道木材産業協同組合連合会に属します。
- ②マークは無断で使用し、又は、無断で印刷することはできません。
- ③マークの使用の承認を受けた者が、マーク等の使用に係る権利を他の者に譲渡することはできません。

4. 使用の対象及び方法

- ①コアドライ生産事業者が生産するコアドライ製品への貼付の外、梱包用資材等に使用することができます。
- ②コアドライ生産事業者は、コアドライ製品を紹介するチラシ、パンフレット、ポスター、看板等に表示することができます。ただし、コアドライマークの使用の承認を受けた製品とそれ以外を明確に区分するような表示をしなければなりません。
- ③マークを使用する場合は、製造に当たり、関係する環境保全に関する法規、条例、公害防止協定等を遵守するとともに、その品質及び安全性が関連する法規、基準、規格等に合致するようにしなければなりません。

5. 使用の期間

- ①使用の期間は、事業者認定書の有効期間とします。
- ②承認を受けた製品を紹介するチラシ等に使用する場合は、使用の期間が終了しても、当該チラシ等の在庫がある限り、使用を承認します。ただし、可能な限り、使用しないよう努めてください。
- ③使用の期間内であっても、使用の承認が取り消された場合は、使用することはできません。

6. 使用状況等の調査

北海道木材産業協同組合連合会は、マークの適切な使用を図るため、使用者に対しマークの使用状況、マークを使用している製品の製造販売状況等について報告を求め、又は必要な調査を行うことがあります。

7. 使用承認の取消等

- ①マークが不正に使用された場合等は、北海道木材産業協同組合連合会は使用者に対し是正を求めるための警告を行います。
- ②使用者が、上記の警告に応じない場合は、認定事業者の取消その他必要な措置をとります。

8. 使用規定の変更

使用規定は必要に応じて変更することがあります。

9. その他

- ①本使用規定は、平成26年10月1日から適用します。